

# 牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業取扱規程

## (目的)

第1条 市民の快適な住環境整備と市内の建築関係業界の振興を図るため、市民が牧之原市商工会員事業所を利用し、住宅をリフォーム（増改築・改修）する場合に、予算の範囲内において経費の一部を補助することにより、個人消費を促し様々な住環境の整備と地域経済の活性化を促すことを目的とする。

## (概要)

第2条 市民（牧之原市内に住民登録又は外国人登録を有するもの）が牧之原市商工会員事業所を利用して、牧之原市内において住宅リフォーム関連工事を行い、その工事代金を支払った場合、限度額5万円の助成をまきのはら市共通商品券（以下「商品券」という）にて支給される。

但し、工事金額300万円（税込）以上の工事の場合、一律10万円の商品券を支給する。  
令和2年9月1日から令和3年2月28日の6ヶ月間実施する。

## (基準期間)

第3条 工事開始が、令和2年9月1日以降であるものであり、令和3年2月28日までに工事完了し工事代金を支払ったものであることとする。

申込の受付については、令和2年9月1日から令和3年2月28日までとする。

## (対象住宅)

第4条 市民が牧之原市内に所有する個人住宅であり、事業併用住宅の内、自己の居住の用に供する部分とする。

## (対象工事)

第5条 対象工事金額は、30万円（税込）以上の工事とし、市民が牧之原市商工会員事業所に、個人住宅のリフォーム（増築、一部改築、修繕、設備改善工事）工事を依頼し、工事完了したもの。具体的な対象工事は、「別表1」に定めるものとする。

対象工事は基準日内において、同一住宅及び同一人につき1工事限り利用できる。また、国、県、市で別途、助成金等が支給される工事は対象外とする。

## (助成金の額)

第6条 工事支払代金の10%相当額を商品券で支給。最高額は5万円とする。

但し、300万円（税込）以上の工事の場合、一律10万円の商品券を支給。

また、補助金の額に1,000円以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

## (事業者協力の額)

第7条 事業助成利用の場合、「別表2」に基づく商品券購入に同意したものとみなし、完了後の助成額受領時に窓口等にて購入するものとする。

工事内容の変更等にて助成金額の変更においては、第9条の通りとする。

(助成金の申請)

第 8 条 助成金の申請は、元請施工業者（以下「施工業者」とする。）が申請者になり、牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業申請書(様式第 1 号)を牧之原市商工会に提出する。

施工業者は、各書類を遅延なく申請し、遅延にて申請者に不利益を被った場合の責任は、全て施工業者が負うものとする。

申請書が提出された場合、その内容を審査し施工業者に様式第 4 号牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業（内定・不決定）通知書を通ずる。

また施工業者は 5 回までを限度に申請できるものとする。

(助成金の請求方法)

第 9 条 施工業者は、工事完了後、すみやかに牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業工事完了報告書（様式第 3 号）を商工会に提出する。

(計画の変更)

第 10 条 工事内容又は助成金額に大幅な変更（助成金額 5 万円以上減額する工事）が生じたときは、すみやかに牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業変更申請書（様式第 2 号）を提出し承認を得なければならない。

申請書提出後、工事金額に増額があった場合でも助成の額の増額は認めない。申請書提出後、工事金額に減額があった場合は、助成の額を減額する。

(助成金の支給)

第 11 条 施工業者から提出された完了報告書に基づき、後日、完了報告書の内容を審査し、申請者に牧之原市商工会住宅リフォーム推進事業（決定・不決定）通知書（様式第 5 号）送付し、商工会窓口にて商品券を支給するものとする。

(助成金の取り消し)

第 12 条 申請者が次の各号に該当するときは、助成の取り消しを行なうものとする。

- (1) 書類の偽造、虚偽記載、その他不正な手段等により助成の決定を受けたとき。
- (2) 事前申請時の工事完了予定日から 1 か月を過ぎても完了報告又は連絡等がないとき。
- (3) 事業者負担分の商品券購入に同意頂けないとき。
- (4) その他、牧之原市商工会が助成の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(助成金の返還)

第 13 条 牧之原市商工会において、前条の規定により助成を取り消した場合、既に商品券が支給されているときは、時期を定めて当該商品券の金額を返還させることができる。

(予算額)

第 14 条 令和 2 年度住宅リフォーム推進事業予算 270 万円及び事業者協力額の範囲内とする。

(その他)

第 15 条 この規定に定めるものの他、必要な事項は商工会長が別に定める。

付則

1. この規定は令和 2 年 9 月 1 日から適用し、令和 3 年 3 月 31 日に失効する。

## 別表 1

### <対象工事>

- 住宅の増改築 ●屋根の葺き替え・塗装工事
- 外壁の張替・塗装工事 ●内装クロスの張替工事 ●畳の張り替え
- サッシの取替・設置工事 ●トイレの修繕・取替工事 ●浴槽の修繕・取替工事
- キッチン修繕・取替工事 ●上下水道の配管工事 ●床暖房工事 ●照明器具取替工事
- 給湯設備機器工事 ●電気設備工事 ●空調設備工事 ●カーテン・ブラインド工事

### <対象とならない工事例>

- ◇浄化槽設備工事 ◇耐震補強工事 ◇太陽光発電設備、太陽熱温水器設置工事
- ◇家具・家電の購入費及び設置費 ◇カーポート、物置設置工事 ◇庭園整備、土地工事
- ◇門、塀、柵などの外構工事 ◇賃貸用に供している住宅の工事
- ◇住宅とは別棟の倉庫、車庫の工事 ◇増改築を伴わない解体工事
- ◇工事事業者を伴わない申請者自らが行う工事
- ◇施工業者が自らの住宅のリフォームを行う工事
- ◇国、県、市などで別途、補助金・助成金等が支給される工事
- ◇その他、牧之原市商工会が認められないと判断した工事及び費用

## 別表 2

工事請負額（税込）	助成額（施主へ）	事業者協力額 （商品券購入額）	商工会助成額
～299,999 円まで	0	0	0
300,000 円 ～ 399,999 円	30,000 円	15,000 円	15,000 円
400,000 円 ～ 499,999 円	40,000 円	20,000 円	20,000 円
500,000 円 ～ 2,999,999 円	50,000 円	25,000 円	25,000 円
3,000,000 円～	100,000 円	50,000 円	50,000 円